

第1章 法人税法の概要

§ 1. 法人税とは

法人税とは、法人に対して課される税金です。法人とはここでは「会社」をイメージしてください。その会社の「もうけ（利益）」に対して課されるのが法人税です（このもうけのことを法人税では「所得金額」と呼びます。）。例えば、会社に1,000円の利益（所得金額）がある場合、そのうち23.2%の232円（ $1,000円 \times 23.2\% = 232円$ ）を国に自ら申告して納めるという直接税です。

- ※ 1 直接税とは納税者と支払者が同じ税金のことをいいます。これに対して間接税という言葉がありますが、代表例は消費税です。こちらは納税者と支払者が異なります。
- ※ 2 法人にはいくつか種類がありますが、本書では、内国法人である株式会社（「普通法人」という分類に入ります。）が、通常の事業活動から得るもうけについて課税される法人税（「各事業年度の所得に対する法人税」と呼びます。）を前提に説明していきます。

（注）内国法人とは、国内に本店又は主たる事務所を有する法人をいいます。これに対して外国法人とは、内国法人以外の法人をいいます。

§ 2. 納税義務

内国法人については、日本国内で生じた所得はもちろん、日本に本拠地がある法人ですので、その本拠地をベースに海外であげた所得についても日本で納税義務が生じます。一方で、外国法人は日本に所在する法人ではありませんので、外国で生じた所得についてはもちろん納税義務は生じません。しかし、日本に支店を設置し、日本国内で所得が生じた場合には、日本国内を利用して所得を得ていますので、その所得に対して日本で法人税を納める義務が生じます。

（納税義務のまとめ）

区 分	法人の所得	納税義務
内国法人	国内源泉所得	あり
	国外源泉所得	あり
外国法人	国内源泉所得	あり
	国外源泉所得	なし

国内源泉所得・・・国内で生じた所得

国外源泉所得・・・国外で生じた所得